



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

9294 No. 3651

36協定の有効期間は3ヶ月以内にせよ!

九月末有効期間切れを前に三六協定で申し入れ

JR東日本千葉支社との間で締結されている三六協定の有効期間が九月末で切れることに伴って、本部は、別紙のとおり申し入れを行なった。

この申し入れは、JR東日本が、「三六協定の有効期間は一年間でなければ締結しない」などという、非常識な対応を繰り返してきたことに対し、組合側から有効期限の限定や時間外労働の限度を年間二七〇時間以内とすることを求めたものである。

団交ではまだしも

「一年間」固執

八月二十七日、この申し入れに基づいて、団体交渉が行なわれたが、千葉支社の回答は、「有効期間については引き続き一年間でお願したい」「その他の問題については現時点では本社の見解が示されていないので回答できない」という極めて不誠実なものであった。しかも、「有効期間が一年間でなければならぬ理由は何なのか」との組合側からの質問に対しては、何ひとつ根拠も言わず、「特に問題は起きていないのだからいいではないか」「期間を短くすればそれだけ手続きが面倒に

なる」というのである。当局が労働者に時間外労働や休日労働を頼もうというのに、このようなひらき直ったような回答をするなど、まさに本末転倒と言ふ他はない。

「三六協定」とは?

そもそも、「三六協定」とは、言うまでもなく、労資が合意して同協定を締結した場合のみ「使用者は、労働者に、一週間について四十時間、一日については八時間を超えて労働させてはならない」と定めた労基法三二条の規定に例外を設け、時間外労働や休日労働を命ずることができるといふものである。この協定を締結せずに超勤を命じた場合は「違法な労働を強制する」といことになるのだ。

だから、当然にも、労基法施行規則には、三六協定は、必ず有効期間を定めなければならない、無期限の協定は許されないことや、三六協定をする場合には、時間外労働の必要のある具体的事由・業務の種類・労働者の数・延長することができると時間の限度等を明記しなければならないことが定められている。つまり、そもそも「一年間でなければ締結しない」とか「期間を短くすれば手続きが面倒になる」と居丈高な言い方ができる筋あいのものではないのである。

「有効期間一年」の非常識

現実に、「有効期間一年」などという提案は、「無期限」に等しいものであり、労基法の精神にも反したものであると言わざるをえない。実際、

国鉄時代は、各月ごとに締結され、現在もJR貨物では、動力千葉は有効期間三ヶ月で三六協定を締結している。東日本だけが一年でなければならぬ理由など何ひとつないのである。結局これは、超勤だろうが休日労働だろうが、労働者を好き勝手にこき使おうという労務政策の反映以外の何ものでもない。

三六締結によって解雇の恐れ!?

最大の問題は、時間外労働や休日労働に頼らなければ業務も正常に回らず、年休もとれないような要員配置を行い、全ての犠牲を労働者に強いていることにある。

しかも、三六協定さえ締結されていけば、超勤命令を拒否したことに対して解雇をも正当とする最高裁の反動判決がだされている状況のもとで、現在のよう内容の三六協定を締結した場合、労働者の権利は無きものとなってしまふ恐れがつよい。

別紙

労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定(案)

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合に時間外労働及び休日労働をさせることができる。この場合、本人の意思を尊重しなければならない。

- (1) 給与・人事に関する事項、予算・決算に関する事項及びその他事項で事務処理上、時間内でその処理ができないとき。
- (2) 欠員補充等人員の繰合わせが困難のとき。
- (3) 打合せ会、説明会、講習会等を時間外に行う必要があるとき。
- (4) 業務の性質上、時間外及び休日にわたり処理する必要があるとき。
- (5) 災害その他により事故が発生したとき、もしくは、災害の発生が予想される場合において警戒するとき。
- (6) 列車が遅延したとき。
- (7) 列車の臨時増発等臨時的業務を処理する必要があるとき。
- (8) その他、やむを得ない事由で特に必要があるときは、甲と乙でその都度協議するものとする。

第3条 時間外労働は、1日8時間(ただし、公休日以外の休日に勤務する場合に限り17時間)、1箇月30時間、1箇年270時間を限度とする。

ただし、この限度によることのできない特別な事情が生じた場合は、その都度協議を経て、さらに1箇月20時間、1箇年80時間まで延長することができる。

2. 前項の期間は、1日とは当該暦日とし、1箇月とは毎月1日から末日まで、1箇年とは4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 公休日労働は、1箇月に2日を限度とする。
4. 前項の定めにかかわらず、女子社員(労基法第64条の2第4項の規定に該当する者を除く。)については、労基法の規定するところを限度とする。

なお、この場合における1週間とは1日から7日、8から15日、15から21日、22日から28日、29日から末日までとする(29日から末日までの時間外労働の制限時間は、29日から末日までの日数の割合による。)

第4条 時間外労働及び公休日に労働させる場合は、次に定める日時までに、本人にその時間ならびに業務内容を指示しなければならない。

- (1) 時間外労働については前日正午まで、
- (2) 公休日労働については前々日正午まで、

動力千葉の三六協定(案)抜粋

9.14反弾圧集会へ

日時 1992年9月14日(月) 18:30から

場所 東京、六本木・檜町公園(防衛庁裏)

(地下鉄日比谷線六本木駅から5分)